

札幌市からのお知らせ

ゾーン 30 プラスの指定について

日頃から、本市の道路行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

豊平区福住地区では、生活道路における交通事故抑制のため、区域的に自動車の最高速度を 30km/h に規制する「ゾーン 30」の指定と併せて、区画線とラバーポールで車線を狭く見せて速度を低減させる「狭さく部」の設置などの対策を行ってきました。

この度、更なる生活道路の交通安全対策を推進するため、「ゾーン 30 プラス」として新たに取り組んでいくこととし、下記 1 に示す看板、路面標示、および規制標識を令和 4 年度に設置する予定であることをお知らせいたします。

区役所 HP でも公開しております。

http://www.city.sapporo.jp/toyohira/kurashi_guide/information.html#traffic_safety

記

1. 新たに設置するもの（詳細の設置箇所については裏面を参照して下さい。）



※ゾーン 30 プラスについて

区域的に自動車の最高速度を 30km/h に規制する「ゾーン 30」と「物理的デバイス」を適切に組み合わせて交通安全の向上を図る取り組みです。物理的デバイスとは、道路に凸部や狭さく部などを設けて物理的に自動車の速度を低減させるもので、福住地区では下図にある狭さく部がすでに設置されており、今後も引き続き設置していきます。



狭さく部

2. 照会窓口

- | | | |
|----------------|------------------|-----------------|
| ・ゾーン 30 規制について | 北海道警察 豊平警察署交通第一課 | (TEL: 813-0110) |
| ・整備計画について | 札幌市建設局土木部道路課 | (TEL: 211-2617) |
| ・施工について | 札幌市豊平区土木部維持管理課 | (TEL: 851-1681) |